平成２６年（フ）第６６号
最後の住所山梨県笛吹市石和町川中島1607番地49
破産者　被相続人亡高山洋二相続財産
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７７号
山梨県山梨市北1869番地７
破産者　株式会社ヒロセ
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
長崎県佐世保市東大久保町２番５号
破産者　有限会社新鮮市場スーパーまつうら
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第３５７号
さいたま市見沼区東大宮５丁目43番地15
破産者　竜虎配送有限会社
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
千葉市花見川区犢橋町1627番地の１
破産者　有限会社東陽運輸
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１４号
千葉市稲毛区小仲台８丁目16番23―503号
破産者　田中平三郎
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５７３号
千葉市稲毛区小仲台８丁目16番23―503号
破産者　田中　輝子
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７０８号
千葉市美浜区高洲２丁目４番６棟301号
破産者　波多野　建
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３２３６号
大阪府東大阪市水走３丁目３番40―306号
破産者　五大石川建設株式会社
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７５７号
大阪市中央区南新町１丁目１番１号
破産者　株式会社ＳＣＡＬＡ
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３５０号
さいたま市大宮区堀の内町１丁目53番地
破産者　有限会社牛久保商店
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８０２号
さいたま市見沼区染谷３丁目135番地８
破産者　株式会社カラークラフト
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８９２号
さいたま市見沼区深作１丁目11番地２
破産者　株式会社ヤオメイ
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
岡山県真庭市下中津井483番地
破産者　備北土建有限会社
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８号
岡山県真庭市下中津井483番地
破産者　沼田　泰郎
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８９号
岡山市南区南輝１丁目８番13号
破産者　呉川　英幸
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８８号
岡山市北区丸の内１丁目12番17号　丸の内倶楽部201
破産者　奈良岡　元
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１６号
広島市安芸区船越南５丁目１番１号
破産者　有限会社東栄サービス
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１７号
広島市中区鶴見町５番１号
破産者　株式会社スリーグッド
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６１号
広島市東区矢賀１丁目３番41―５号
破産者　株式会社壮美堂
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６５号
北海道旭川市末広６条１丁目３番２号
破産者　有限会社よみせん
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６６号
北海道旭川市豊岡11条２丁目４番２号
破産者　有限会社オフィスＫ
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部